

第39回 利根町駅伝大会開催～参加者募集～

▶開催日時・場所

- ◎日時：令和8年2月15日（日）《雨天決行、荒天中止》
- ・選手受け付け：8：00～8：25
 - ・開 会 式：8：30～
 - ・ス タ ー ト：9：00～

◎場所：利根中学校

▶コース

- ★小学生・中学生女子・一般女子
利根中学校・押戸・奥山・もえぎ野台・利根中学校
（周回コース：1人1周×6人）
- ★中学生男子・一般男子
利根中学校・立木・押戸・大房・奥山・もえぎ野台・
利根中学校（周回コース：1人1周×6人）

▶参加資格

- ・小学生の部：小学4年生～6年生（男子・女子混合可）
 - ・中学生の部：中学生
 - ・一般の部：15歳以上の方（ただし、中学生は除く）
 - ・平常健康に生活しており、健康診断などにおいて異常が認められない方
 - ・未成年の場合は、保護者が認めた方
- ※参加者は、あらかじめ医師の健康診断を受けるなど、各自の責任において健康管理をしてください。
- ※大会競技中の事故については、主催者側で応急処置を行います。その後の責任は負いません。
- ※けがに対する補償は、大会側で加入した保険の範囲内であることをご了承ください。

▶チーム編成

- ・1チーム
- ◎監督（代表者）一 般 の 部：1名（成人）
小中学生の部：2名（成人、正・副各1名）
- ◎選手6名 補欠2名以内（一般の部に限り監督・選手の兼任が可能）

部 門	距 離（単位：キロメートル）													
小学生の部	1区	2.7	2区	2.4	3区	2.4	4区	2.4	5区	2.4	6区	2.8	計	15.1
中学生女子の部														
一般女子の部														
中学生男子の部	1区	4.4	2区	4.3	3区	4.3	4区	4.3	5区	4.3	6区	4.6	計	26.2
一般男子の部														

▶参加申し込み

- ・参加申込書に必要事項を記入し、選手・補欠全員分の誓約書を添付し、役場生涯学習課に提出してください。
 - ・なお、参加費もあわせて直接納付（郵送不可）ください。
- ※参加申込書は役場生涯学習課・文化センター・生涯学習センターに設置しています。また町公式ホームページからダウンロードできます。
- ・申込期間：11月5日（水）～12月13日（土） 必着
 - ・受付時間：9：00～17：00（土・日曜日、祝日除く）
- ※ただし、申込最終日の12月13日（土）は生涯学習センターにて受け付けします。
- ※申込期限を経過したものは、一切受け付けません。また、締め切り直前は、申し込み窓口が大変混み合うことが予想されます。時間に余裕をもってお早めに申し込みください。

▶参加費

- ★小学生の部
- 町内 無料
 - 町外 1チームにつき 1,000円
- ★中学生男子の部・中学生女子の部
- 町内 無料
 - 町外 1チームにつき 2,000円
- ★一般男子の部・一般女子の部
- 町内 1チームにつき 3,000円
 - 町外 1チームにつき 5,000円
- ※参加費支払い後の出場キャンセルや荒天による競技中止の場合でも、参加費の返金はできません。

▶問い合わせ

利根町駅伝大会事務局（生涯学習課内）
☎68-2211（内線421）



社会保険料（「国民年金保険料」控除証明書）が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までの納付額全額が社会保険料控除の対象となります。

控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

国民年金保険料の納付を証明するための書類として、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付した時期によって発送時期が異なります。

送付された控除証明書は大切に保管し、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

※控除証明書は電子データで受け取ることもでき、国税庁の提供するe-Taxでの確定申告などに利用することが可能です。

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納めた方が社会保険料控除を受けることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会や、控除証明書を紛失された方は、ご本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意の上、下記までご連絡ください。

▼発送時期

- ①1月1日から9月30日までの間に納付された方↓10月中旬から下旬にかけて順次発送
- ②10月1日から12月31日までの間に納付された方↓令和8年1月下旬から順次発送

▼問い合わせ

- ・ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
（ナビダイヤル）
- ☎03・6630・2525
（050で始まる電話の場合）
- 月・金曜日…午前8時30分～午後7時
- 第2土曜日…午前9時30分～午後4時
- ※土・日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構



「利根町過疎地域持続的発展計画（案）」に係るパブリックコメント

町では、過疎地域の持続的発展に関する施策等を決定し推進していくため、令和3年9月に「利根町過疎地域持続的発展計画」を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施してきました。

この度、本計画が令和7年度をもって計画期間満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな計画の策定を進めています。

つきましては、新たな「利根町過疎地域持続的発展計画（案）」をとりまとめたので、次のとおり、町民の皆さまからのご意見をお伺いするパブリックコメントを実施します。

▼計画案の閲覧、意見募集期間

12月18日（木）～令和8年1月16日（金）午後5時15分必着

※冊子閲覧日および時間は、閲覧期間内の各施設の開庁時間内となります。

▼計画案の閲覧方法

- ・データ閲覧 町公式ホームページ
<https://www.town.tone.ibaraki.jp/>
- ・冊子閲覧 利根町役場（1階情報公開コーナー）・利根町生涯学習センター

▼意見書を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に勤務または在学する方
- ・町内に事業所などを有する方

▼意見書の提出方法

意見の提出にあたっては、町公式ホームページまたは閲覧場所に備え付けの「利根町過疎地域持続的発展計画（案）」に対する意見書または任意様式（住所・氏名・電話番号を必ず明記）を、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・窓口への持参
政策企画課 政策企画係
- ・郵送 〒300・1696 利根町
布川841番地1 利根町役場
政策企画課 政策企画係 宛
☎68・7990
- ・メール kikaku@town.tone.lg.jp

▼留意事項

・提出していただいた意見書の内容と、これに対する町の考えを、後日、町公式ホームページで公表します。（氏名などの個人情報情報は公開しません）

- ・同様の意見は、整理した上で一つの意見とする場合があります。
- ・提出いただいた意見書に対して、個別回答はいたしません。
- ・電話や窓口における口頭での意見や、期限を過ぎた意見書は受け付けません。

▼問い合わせ

政策企画課 政策企画係
☎68・2211（内線336）